

令和8年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業の募集について（ご案内）

勝央町有害鳥獣被害防止対策協議会では、来年度の鳥獣被害防止総合対策交付金事業として、イノシシなどの野生鳥獣から田畑の稲や野菜を守るため、防護柵の設置について資材費の補助金の交付を予定しています。

つきましては、ご要望がございましたら、令和7年11月28日（金）までに要望書と関係書類を下記までご提出くださるようご案内いたします。

記

1 実施予定事業

鳥獣被害防止総合対策交付金事業

2 事業内容・採択要件等

裏面（事業内容・採択要件等）のとおり

3 提出書類

- ・鳥獣被害防止総合対策交付金事業要望書
- ・受益農家及び耕作者同意一覧表
- ・設置予定位置図（防護柵の設置予定箇所を記載のこと）
- ・見積書（設置団体名宛てのものであること）

4 書類の提出先・問い合わせ先

勝央町有害鳥獣被害防止対策協議会（事務局：役場 産業建設部内）担当：近藤
電 話：0868-38-3112
メール：sangyou@town.shoo.okayama.jp

5 事業の流れ

①要望（設置団体→協議会）＜11月28日まで＞
期間内に関係書類を添えて要望書を提出

②設置団体決定（協議会→設置団体）＜次年度6月中旬以降＞
協議会から設置団体へ事業実施可否の連絡
※要望書を提出した先着順で事業を実施

③資材納入（協議会→設置団体）＜次年度秋頃＞
協議会より必要資材を各設置団体へ資材を納入（仮置場が必要）
協議会と設置団体間で、防護柵の管理に係る協定を締結

④防護柵設置（設置団体）＜納入後～設置完了＞
防護柵の資材が納入された年度内に設置。
設置完了後、協議会より設置箇所の完了検査実施

⑤負担額請求（協議会→設置団体）＜納入後＞
負担が発生した場合、設置団体に請求

【事業内容・採択要件等】

対 象 者		集落又は３戸以上の町内で農業を営む農家等による団体
補助金額		・ 予算の範囲内で資材費相当分を定額補助。 協議会が入札により資材を一括購入し、各設置団体へ配付することとなります。設置に係る人件費等は、補助対象となりません。 ・ 資材単価の変動等により予算額を上回った場合は、自己負担が発生することがあります。
単価上限 (目安)		電気柵(１段当たり) １４８円/m [耐用年数 ８年] ワイヤーマッシュ柵 １，９５０円/m [耐用年数１４年] 金網柵 ２，７９０円/m [耐用年数１４年] ※設置に必要な資材(支柱、門扉、アンカーピン等)の費用を含む
事業採択要件	農地	・ 現に耕作されている農地で本事業を行うことでそれに見合った成果が得られると見込まれるもの(作付け品目や被害の程度などにより算出される費用対効果を根拠とする) ・ 耐用年数の期間、農地の耕作を維持し、防護柵の管理が維持できるもの ・ 既に同様の目的の補助事業を活用し、防護柵を設置した農地(設置した防護柵の耐用年数を経過した農地を除く)ではないもの
	防護柵	○電気柵 ・ 支柱間隔は４ｍ以下とし、凹凸部や傾斜部は地面との隙間ができない支柱間隔とする。 ○ワイヤーマッシュ柵 ・ 金網の径をφ５mm以上とし、防錆仕様(亜鉛メッキ等)とする。 ○金網柵 ・ 金網の径をφ２mm以上とし、防錆仕様(亜鉛メッキ等)とする。 ○共通 ・ 防護柵の高さ１．８ｍ(電気柵であれば５段張り)以上を確保できるもの ・ 金網及びワイヤーマッシュ柵については、くぐり抜け防止として地際の補強等(例 アンカーピン)を実施するもの ・ 捕獲効率向上に寄与するもの

<注意事項>

- ・ 岡山県との事業調整がありますので、事業実施の可否の連絡は、次年度６月中旬以降となる見込みです。資材配付も来年度秋頃の予定で、事前着手はできません。
- ・ 見積には、設置延長が必要になりますので、事前に距離を計測してください。
- ・ 事業量や予算の都合により設置延長の調整をお願いする場合があります。
- ・ 納入資材は、設置場所付近の１箇所に仮置きしますので、納入までに４ｔ又は８ｔトラックが乗り付け可能な場所を選定してください。
- ・ 要望書を提出した先着順で事業を行います。
- ・ 設置後の維持管理や修繕(経費負担含む)は、設置団体が実施してください。